

## 補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	住宅改良資金利子補給	No.	63
予算事業名	住宅改良資金貸付事業		
予算科目	款 08土木費	項 05住宅費	目 01住宅改良費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01住宅改良資金利子補給	
部課名	建設部建築指導課	電話番号	049-251-2711 内線 418

補助金の根拠			
根拠条例等	条例	富士見市住宅改良資金融資条例 ※平成22年4月1日から廃止	
	規則	富士見市住宅改良資金融資条例施行規則	
	要綱		
	その他		
開始年度	昭和 57 年度	終期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 21 年度まで) <input type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	<input checked="" type="checkbox"/> その他

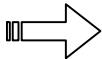
補助金の概要	
<b>目的</b> (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	住宅改良工事をしようとする者に対し、その改良に要する資金融資の斡旋を行うことにより、生活の向上を図り福祉の増進に寄与する。
<b>導入の経緯</b> (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	民間金融機関の住宅改良資金に対する融資制度がほとんどなく、また、融資制度があったとしても、借入利率が高く利用しにくい状況であったため、住生活環境の整備を勧める目的で制度を導入した。 参考：昭和48年に水防予防のための住宅改善資金融資制度としてスタート 昭和57年に融資対象工事を現在のものに拡大
<b>対象資格</b> (対象資格はどのようなものか。)	市内居住者で弁済能力のある未滞納者
<b>交付内容等</b> (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	①工事は建築基準法に適合する。 ②融資限度額は工事費の8割以内で10万円以上300万円以内(10万円単位)。被災住宅等の復旧工事は500万円まで。 ③利率は短プラ+手数料2% ※利子補給は年利1% ④連帯保証人は1名、又は保証機関。 ⑤償還期限は15年以内。 ⑥添付書類：住民票の写し、印鑑証明書、見積書、設計図書、土地及び建物登記簿謄本、市税納税証明書、所得を証明する書類、罹災証明書、他。
<b>積算基礎</b> (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 2 千円  条例廃止前の斡旋者に対する平成22年の利息 640円が1件 1,325円が1件 合計 1,965円

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 定額 ) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	3件	3件	2件	
交付(見込)件数の増減要因		-	-	
決算(予算)額(A)	6,472	3,893	2,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	6,472	3,893	2,000
概算人件費(B)	4,734	4,749	4,748	
概算補助事業費(A+B)	11,206	8,642	6,748	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	取扱金融機関の融資後に行う利子補給であるため、特段、個人からの実績報告書の提出は求めている。ただし、融資内容等を確認するため、取扱金融機関からの通知を受理している。			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 21 年度 ) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	平成21年度に廃止済 ※経過措置対象者のみ予算措置

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	—
---	---

評価		判断理由	評価
評価項目			
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	—	<input type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	—	<input type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	—	<input type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	—	<input type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する (コストを集中的に投入したい) <input type="checkbox"/> 制度の変更 (補助対象経費・補助率の変更)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 ( 21 年度まで)		
見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。			